

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 30 年 6 月 21 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分

休 憩 午前 10 時 55 分～午前 11 時 05 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、
6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、 8 番 幸前 信雄、
9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、
13 番 北川 広人、 15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー（議長）鈴木 勝彦、（副議長）柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、
市民総合窓口センター長、市民生活 G L、
福祉部長、健康推進 G L、
こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、都市整備 G L、上下水道 G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事、
株式会社コパン管理本部業務部チーフマネージャー 砂場晴久

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

1 審査事項

(1) 議案第 52 号 事業契約の変更について

(2) 議案第 54 号 財産の無償貸付について

2 報告及び連絡事項

(1) 平成 30 年度公共施設推進プランスケジュールについて

(2) 勤労青少年ホーム跡地活用事業について

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承をお願いします。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 6 月 15 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりま

した案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案2件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 審査事項につきましては、特に付け加えることはございませんが、その他のところで、公共施設のブロック塀について一言付け加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避けていただきますようお願い申し上げます。

（1）議案第52号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問（12） 議案第52号ですが、勤労青少年ホームのときには産業廃棄物

という言葉が大分出ましたが、この高浜小学校の埋設物については産業廃棄物というのが出ていないんですが、どのように違うのかその辺りをお示しく下さい。

答（学校経営） 産業廃棄物ということでは、まず最初に陶磁器とコンクリートのガラが混じった土というのが700立米ほど出ました。それをそのまま廃棄すると産業廃棄物として処理することで、非常に高額になるということで、コンクリートと陶磁器のガラにできるだけ分別して処理した方が安いということで、そのように処理しました。陶磁器のクズとコンクリートのガラはきちんと処分させていただいたということでございます。

委員長 ほかに。

問（12） 児童用ロッカーに係る施工の減少ということが出されていますが、これ、愛知森と緑づくり事業交付金が交付決定されたということなんですが、これ最初からそういう見通しがあったなら、事業契約から切り離して単独事業と、市単として予定というか、出していたらどうなのかということをお示しく下さい。

答（学校経営） 木材の使用につきましては、当初は事業者の提案に基づいてつくるとというのが、性能発注ですから、大原則でございます。その中で種々検討していく中で、やはり10分の10の補助金をもらったほうが市にとって有利だということでございましたので、途中から契約を変更させていただくということでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今回のこの事業契約の変更なんですけれども、中身はそれぞれ理解できることではありますが、地中埋設物の撤去工事の施工増、それから備品の減による施工減というものがなかったとしても、一時支払金の変更による割賦手数料の増加は見込まれるものの、基金の取り崩しをできるだけ防ぐというような形で、それ単独でも契約の変更というのはいり得たのかどうか。

要は、元々の考え方として、こうすべきであったんじゃないかなとい

うことを思うんですけれども、その辺のところはどのような考え方をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

答（学校経営） 今回、児童用ロッカーと地中埋設物がなくても、事業契約の変更は考えておりました。と言いますのも、事業契約の締結のときにいろいろ質疑されまして、公共施設大規模改修第一波に備えてどれだけ平準化していくかというのは、これまでもさまざまな議論を通じておわかりいただいていると思います。当初の契約のところでは、公共施設等整備基金から3億円を崩す予定でした。それぞれ有利な起債等も出てきましたので、それらをいろいろ考えていく中で、さらに将来を考えるとさらに平準化できるものは機会を捉えてやっておかないと。起債というのはいつでもできるわけではなくて、それぞれ建設の事業とか充当率とか決まっていますので、こういう機会を捉えて平準化したということでございます。

問（13） まさに、そのような考え方というのは常時、持ち続けていたいただきたいということが一つあることと、それから、我々議会の議員の任期も来年改選ということで、この四年間の経緯というものを、結局わからない例えば議員さんも当選されて、この議会に来られる可能性もあるわけです。これ契約も非常に長い契約になりますので、職員の方々もまた変わっていかれる可能性もあると。だけど、なぜこういうことをやったのか、この公共施設のあり方をなぜ検討し始めて、このような手法を執ってきたのかということは、しっかりと続けていただかなければいけないものですから、その質問をさせていただきました。

もう一点ですけれども、児童用ロッカーに係る施工の減少ということで、1,300万円、1,400万円弱が減るわけですが、この金額というのは、これは補助金の金額という意味なんですかね。それとも初めから什器備品代としてPFI事業者のほうで上げていた数字なのか、ちょっとこれ私は覚えがないもんですから教えていただきたいんですけれども。

答（学校経営） 今回の減額につきましては、事業者が当初提案していた什器備品の金額でございます。実際、県からもらうお金というのは

2,200万円余でございます。

意（13） 補助金というのは、どこでどういうふうに出てくるのかということもありますし、常からアンテナを広げていただいて、もらえるものはいただく、そういったことをやっていただければと思います。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第54号 財産の無償貸付について

委員長 質疑を行います。

問（12） コパンというのは民間企業なんですが、この民間企業に無償貸付する理由はどのようなものであるかというのをお示してください。

答（文化スポーツ） この勤労青少年ホーム跡地活用事業でございますけれども、市有地を使って事業者が独立採算でスポーツ拠点施設を整備、運営するというものでございますけれども、今回の事業の中では、単に事業者の利益だけではなく学校のプール機能ですとか、南テニスコートに準じた利用ができる、そういった公共性、公益性といった点を備えた事業でございます。

提案を求める際に、募集要項を昨年の7月に公表しておりますけれども、その時点で供用開始から借地料を徴収するという一方で、利益を生まない整備期間中について無償とするという、そういう考え方でございます。

委員長 ほかに。

問（7） 今回のこの無償貸付のことなんですけれども、7月に臨時議

会が予定をされておるということを聞いております。私は、そのときでもきちんとした、ある程度状況が、事情ができるような場合で一緒にいいと思っておりますので、その辺を教えていただきたいと思います。

答（総務部） 今回の議案は、適正な対価なくして財産を貸し付ける場合は、条例または議会の議決が必要になりますので、議会にお諮りをするものでございます。

議案の内容は、利益を生まない整備期間中の9ヵ月については、募集要項にのっとして、借地料を無償としてよいか、お諮りをするものでございます。

そうした中で、この時期にということでございますけれども、平成31年4月1日の供用開始は市と事業者、双方にとって契約で定めた約束ごとでございます。市といたしましても、供用開始の期限を守って7月1日から工事に着手できるように進めてまいりたいと考えております。そのための議案でございまして、後日、提案予定の補正予算の内容を拘束するものではございません。

執行部側といたしましては、水泳指導も含めた事業全体の効果はあると考えておりますので、基本的には産業廃棄物の処分量を減らしたり、処分量を減らす方法を検討することによって前に進めていきたいと思っておりますが、議会の御承認が大前提でございますので、補正予算の御審議の際に議会の関与と統制が大きく働くこととなります。

執行部といたしましても、契約の約束ごとなので守っていききたいということを申し上げましたが、事業の中断や契約不履行のリスクというのは市の負担となりますので、できれば設計変更にならないように平成31年6月からの水泳指導に間に合うようにしていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、今回の議案が後日の補正予算や今後の事業全てを拘束するものではございませんので、基本的に分けて御審議いただければと思います。

委員長 ほかに。

問（7） ということは、要するにこの貸し付けを契約しても、次回の

7月に予定されている臨時議会とは関係ない。そのときに例えば貸し付けを中止、極端な言い方をすれば中止するということもできるんですか。そこら辺をお願いします。

答（総務部） 議員の御質問は、この議案を可決してしまうと、産業廃棄物の処分に係る処分費まで拘束してしまうのではないかという御懸念だと思えますけれども、補正予算の内容につきましては、その妥当性について改めて議会にお諮りをし、最終的な御判断をいただくこととなります。

どういう処分をするか、処分方法と金額について議会の御承認をいただかなければ、その後は進めることはできません。従いまして、議会から事業のストップあるいは事業の練り直し、修正等が求められれば、それに従って対応してまいることになります。

問（7） わかりました。それでは4月17日に産廃の部分がわかったということですので、それから仮に7月上旬に臨時議会になるとは思うんですけれども、その間の、要するに比較表みたいな、こういった検討やなんかをやられたのか、比較表等を出していただけるのか、そこら辺のことをお願いしたいと思います。最後に。

答（副市長） 私も総括質疑のときに、このままこの事業は前に進めていきたいということを御答弁申し上げました。これは、大前提は処分費をいかに安価にできるかが大前提であります。

一般的な全量を処分地に持って行って、ただ単に埋め立てるといった費用は、もう一般的に単価で出ております。とても莫大な費用がかかりますので、その金額を議会のほうに上程する予定は全くありません。従って安価にできないということであれば、7月臨時議会と私は申し上げましたが、それが難しいということであれば、一度止まって、相手のコパンがありますが、そこの協議もいるというふうに思っております。

私どもが上程できると判断した場合は、通常の一般的な処分の方法と今考えている処分の方法との単価の違い等々は説明できると思っていますので、提出したいというふうに考えています。

委員長 ほかに。

問（6） 自分もちよつと数点質問させていただきたいと思います。前の総括のときにもちよつと話が出ていたかもしれませんが、私はそのときにもちよつと言った覚えがありますけれども、なぜ今のこの無償貸付の議案となぜその補正予算と一緒に出せなかったのか。先ほど言われましたように、7月1日から契約をしていきたい、そういった形で作業を進めてみえるんだったら、なぜ、それに合わせて今言ったような事前協議だとかそういったものができなかつたんでしょうか。その理由をお答えください。

答（総務部） 7月1日から無償貸付をすることにつきましては、ただいま7番委員の御質問でもお答えいたしました。平成31年4月の供用開始、これが契約に定めた約束ごとでございます。そのためには7月から現場に入る必要が相手方にはございますので、その部分について市といたしましても、契約を遵守して真摯に対応をしていく必要があるということでございます。

なぜ補正予算と一緒に提出しなかつたのかということでございますけれども、その産業廃棄物の処分量をいかに減らしたり、処分量を減らす処分方法をいかに進めていくかということ、これについて、執行部側といたしましても、慎重に調査・検討を進めているところでございますので、御理解いただければと思います。

問（6） 今の総務部長の答弁じゃ、僕はちよつと納得できません。例えば、きちつと4月十何日のときに産廃が出てくるということは、量が多くなるということは承知しておったわけですね。その辺いかかですか。

答（副市長） 私どもも同時提案が普通だろうということで、進めてまいりました。先ほども申し上げましたように、単純な一般的な処分方法では莫大な費用がかかるということが、そこで私どもも承知しました。

そこで、次に何をしたかというのは、やはり掘削量を少しでも削減すべきだろうということで、これは、まずテニスコートの予定地のところは、

今までも 30 数年テニスをやってきたんで、そのまま上に作れんかという交渉、そういったことも含めながら先ほど申し上げたように、この一般的な処分単価ではとても議会に上程できるような内容ではないという判断の中で、少しお時間をいただいて、今、鋭意検討をしている、これは法律に低触するようなことがあっては、決していけませんので、今、慎重に進めさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

問（6）　くどいようですけれども、法律に低触しないだとかそういったことは当然の話です。ただ一つ言えることは、今、埋まっているものを掘り出さなければ、それは産業廃棄物にはならないわけですよ、違いますか。お答えください。

答（副市長）　判例等もありまして、地下埋設物があっても上部利用に支障がなければ瑕疵はないという判例がございますので、そのとおりだと思います。

問（6）　だったら、その辺のところを早く協議をしていただいて、その今のコパンと協議していることも全然僕らには数字がどんなふうになっているだとか、先ほど 7 番議員のほうも言われましたけれども、それがどうなっているか、そういったことをきちっと示してください。

どっちにしましても、前のときに、きょうの副市長の答弁を聞いておれば納得しますけれども、前、僕が聞いたときには、事業が、事業費がいくらかかってもこの事業は進めていきますとか、そういうようなニュアンスの答弁を僕は聞きましたもんで。

ですから、やっぱりきちっと立ち止まって、そこのところにどれだけの費用をかけていいのか、そういったことをきちっと吟味して、それを今、協議してやってみえるという、そういったことは今、話を聞きましたので、そういったことをぜひ議員だけじゃなくて一般の方たちにも理解が得られるような、そういったことをきちっとしていただかないと僕らが何をやっと思ったのかということ、僕らの責任も問われますもんで、ぜひきちっと、それを早く示していただいて、その辺のところをきちっ

と説明して早くやっていただきたいと思いますが、いつごろまでにその数字が出るかお答えください。

答（副市長） 今、私どもが実施しているのは、まずはコパンとの契約がございまして、それは第一義的に遵守をしていくという大前提がありますので、来年4月1日の営業開始を守れるようにやるには、処分単価のところの安価になる方法をまず今、やっています。

それが難しいということであれば、先ほど申し上げたように掘削量をいかに減らすかという工法で、そうなると設計変更もございまして、増工分、工事の増工分も出てくる。その辺の補償費をどう考えるのか、それはコパンとの協議が始まりますが、まずは、第一義的には現在の契約書を守る方向で今やっています。あとのところは、今後またお伝えしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（11） ちょっと御確認させていただきたいと思いますが、この財産の無償貸付について、昨年7月の募集要項で募集したときに、この手を挙げられた会社は1社だけだったのでしょうか。

答（文化スポーツ） 結果として、応募は1社でございました。

問（11） 今後、こういった高浜市の土地で、こういった、何かどんな事業になるかわかりませんが、他社が建物を建て、公共性のあるものにすることは、このような方法でやられていく予定なのでしょうか。

答（副市長） 今回の例を教訓として、事前の調査は必ずやっていく。地中に埋設物があるという前提があれば、やはりそのところで工法のところに条件も加えていく。そういったことは必要だろうというふうに思っております。

問（11） それは地中埋設物のことについてですが、今回のように土地を無償で貸付けて何か事業をしていくっていうのは、これに限らず今後も出てくるようなお考えなのでしょうか。

答（総務部） 跡地活用の考え方でございますけれども、事業全体の中でこれは今後、判断をしていく必要がございます。今回、勤労青少年ホ

ーム跡地活用事業をモデル事業として位置づけましたのは、計画の段階から実践の段階に、これは継ぎ目なく進めるため、一つ推進力とするためにモデル事業として掲げております。

今後ですけれども、跡地活用の考え方は、これは公共施設総合管理計画で定めておりますけれども、跡地を活用することによって売却であったり地代が入ってきたり、そこから生まれる固定資産ということで市の収入増につながりますので、そういった方法を今後、市としても一つ持っているわけがございます。ただ、具体的に今、どの事業でということの決まっている事業はございません。

委員長 ほかに。

問（12） 今現在、コパンと契約しているから、この契約を優先して、この契約どおりにやっていくけれども、掘削量なんかについて、また市の都合といたしますか、変わってくるとそこはまた契約を変えていくというような話が今出ましたが、それであるなら、ここは一度やっぱり立ち止まって契約がいくらあっても無償貸付の時期も見直すべきだと思うんです。

契約どおりに契約書があるからということで、それを優先で無理やり進めていくと今回のようなことも出てくるわけで、あの周りの方の意見を聞くと、あのあたりは何といたしますか、昔は廃棄物の処理場だったというようなことも聞きますので、それが、その方の意見がどれだけあれかわかりませんが、今から時間をかけてちょっと調べてみるんですが、この契約はやっぱり中止をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

答（総務部） 契約を白紙に戻す、中止したらということでございますけれども、その契約の履行といたしますのは、社会的な信用、市の信用の要であると思っておりますし、これまでもこの公共施設の問題につきましては、議会でもご説明しながら進めてきた事業でございます。そのうえで契約を一旦、白紙に戻す、中断するということになりますと、これは市の契約不履行ということになりますので、補償の問題であるとか、中断リスクというものは、市の負担となっております。契約にのっ

て平成 31 年 6 月から高浜小学校の水泳指導ができるように、方向性としては進めていくべきものであると執行部側は思っております。ただ、先ほどもお答えしましたとおり、補正予算の御審議のときに議会のほうから事業の練り直しを求められれば、それに従って対応していくこととなりますが、現時点ではこの計画に沿って進めてまいる所存でございます。委員長 ほかに。

問（13） ちょっと、先ほどの副市長の答弁は誤解を招くのかなという気がしたんで、質疑させていただきますけれども、基本的にこの産業廃棄物的なものが出てきたと。それを処分するに当たっては、非常に莫大な費用がかかるということでもありますけれども、市の土地ですよ。市の土地というのは、市民の財産ですよ。それをいかに有効に使うかということ考えた場合は、どんだけ金がかかったって使える、要は、財産価値のあるものに変えるということは、絶対に必要なわけですよ、基本的な考え方が。

ついて今回、あの場所においては、コパンさんと 30 年という契約に基づいて高浜市が必要となる学校の水泳で使うプールだとか、あるいは市民のためのスポーツ拠点だとかをつくってやっていただくという契約も、今、終わっておるわけですよ。

ですから、私の考え方が正しいかどうかを聞きたいんで、こういう言い方をさせていただきますけれども、要は今回のこの議案第 54 号に関してもしっかりと審議をしますけれども、ここの段階で通してもらって、コパンとできるだけお金のかからない 30 年のあそこの利用を相談して進めていきたいという思いだというふうに発言されたということによろしかったですかね。

答（副市長） おっしゃるとおりであります。ただやはり最少経費最大効果という自治法の縛りもあります。いくらかかっても進めていくということは、やはり難しいのかなというのが私の判断であります。

問（13） ですから、ものができあがってから、事業が始まってからパートナーシップを組む民間事業者の方々というのは、今からもたくさん

高浜市というのは、いろいろな方々と手を結んでやっていかれると思うんですよね。だけど、それが現段階からもパートナーシップを持ってやっていくんだという単純な話じゃないんですか。いくらお金を使ってもいいですよという話をしているわけじゃないんですよ。

それはその時々の方長の判断もあるでしょうし、それから我々議会の判断もありますので、そんな危険なことは言いませんけれども、実際、それが少し早まった形の中で、相談をしながら進めていくというところだと思うんですけれども、そのような判断でどうなんでしょうか。

答（市長） 委員のおっしゃるとおりでありまして、私どもも市の財産を有効活用しながら、置いておけば、例えば塩漬けじゃないかとかという話もあるし、今後も市の財産を有効活用しながら、市民サービスにつなげていくっていうことをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

そういう中で、ただ、財政的な問題もあるものですから、短期的にはこういう形で必要最小限の費用をかけてこういう活用をしよう。ただ、長期的にみると、もし売却ということになれば、おっしゃるように全量を出さなきゃいかんだろうし、そのときにもきつと出すにあたっては、どんなやり方がいいのかっていうところをその時点でまた予算計上することになると思いますが、当面は我々はこの活用の仕方というのはコスト的にも、それから市民サービスにもつながるものだと思っておりますので、後ほど皆さんに予算の審査をしていただくことにはなりますが、我々としてはできるだけ費用をかけずに、当面はこのぐらいのお金はかけざるを得ないということをお理解をしていただきながら、事業を進めていきたいというふうに思っております。

意（13） 多分ですけれども、先ほどの6番委員、7番委員の質疑も、そういった想いだと思うんですよ。ですから要は、どこまでどういう努力をしたんだということが、我々にわかるように、できれば数字をもってそれが示せるようにというところだと思いますので、決してこういうことは、いいだ悪いだということをおっしゃるわけではないものですか

ら、ぜひその辺のところを我々が理解しやすいように、また、市民説明がしやすいようにというところで、さまざまな情報をまた出していただければということをお願いして、質疑を終わらせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 54 号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第 52 号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第 54 号 財産の無償貸付について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全ての案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

2 報告及び連絡事項

(1) 平成30年度公共施設推進プランスケジュールについて

委員長 説明を求めます。

説(学校経営) 資料1のほうをお願いいたします。平成30年度公共施設推進プランスケジュールにつきまして、①高浜小学校等整備事業から、⑨インフラ施設検討まで、9つの事業等につきまして、途中説明員が交代いたしますが、順次、御説明を申し上げます。

初めに、①高浜小学校等整備事業をお願いいたします。まず、本体工事のスケジュール等について、御説明をいたします。現在、第Ⅰ期工事として新校舎の建設を進めております。地中埋設物の分別作業等の関係で、若干、工期に遅れが生じておりますが、今後、遅れを取り戻し、来年2月末に予定どおり完成する予定となっております。

また、児童等の安全や近隣住民に十分配慮した建設工事ができるように、事業者との協議を毎週水曜日に定期的に行っております。

既設校舎からの引っ越しにつきましては、来年4月の供用開始に向けて、安価で効率的に引越しができるように、現在、近隣市への聞き取りを行うとともに、什器、備品等の洗い出しを進めており、10月末までに入札手続きを完了し、来年3月に引越し作業を行う予定でございます。以上が、本体工事のスケジュールでございます。

説(こども育成) こども育成グループの関係でございますが、同じ高浜小学校等整備事業でございますが、今年度は平成32年9月の児童センターの移転に向けて、中央児童センターの運営を委託しております高浜市社会福祉協議会と調整している段階でございます。以上です。

説(福祉部) 続きまして、機能移転を予定する介護予防拠点施設につ

きまして御説明申し上げます。初めにIT工房くりっく及びものづくり工房あかおにどんにつきましては、民間の建物をお借りして運営をしており、今年度末までに機能移転を完了し、貸し主にお返しをいたします。また、利用者の皆様には移転のお知らせを行い、くりっくについては来年2月、あかおにどんについては来年1月をめどに閉館をしております。

次に、高浜北部老人憩の家、高浜中部老人憩の家、高浜老人ふれあいの家の3施設につきましては、施設を利用されるそれぞれのいきいきクラブの代表の皆さんと、定期的に意見交換を行っております。老人憩の家は防災上の課題もあり、廃止をしておりますが、廃止に当たっては、利用者の皆さんの意見をお聞きし、丁寧に対応しております。以上でございます。

説（文化スポーツ）　　続きまして、地域交流施設の供用開始の準備についてでございます。現在、施設にゆかりの深い団体の皆様方と地域交流施設の運営を考える会という場を設けまして、開館時間など、利用ルールの案などについて意見交換を行っているところでございます。

施設の設置及び管理に関する条例案等につきましては、9月議会での上程を予定しております。下半期においては、運営主体の選定、利用受付開始の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、大山公民館の関係でございますが、過日の一般質問で答弁させていただいたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

説（こども育成）　　続きまして、推進プランスケジュールの②、高取こども園化について御説明させていただきます。

まず、清心会とは、随時調整を行っておるところでございます。一番後ろにつけております、資料2をごらんいただきたいと思います。先日、清心会から今後の大まかなスケジュールが提示をされましたので、この内容につきまして、既に高取幼稚園、高取保育園の保護者の皆様に情報提供をさせていただいております。

記載のとおり、現在、清心会のほうが7月30日の着工に向けて、準備

をしておる段階でございまして、今後、法人の実施する入札により建設事業者が決定をいたしました後に、工事の詳細スケジュールが確認できた時点で、保護者の皆様にはさらにまた、工事の説明についても実施をする予定をしておるところでございます。

その後でございますが、また、この夏以降ですが、入園事務の関係が出てまいります。7月以降で、入園説明会に向けた法人との調整をしております。その上で在園児の保護者向けの説明、新入園児の入園説明会での保護者向けの説明等をいたしまして、4月からの民営化に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

続いて、めくっていただきましてプランスケジュールの③、吉浜北部保育園耐力度調査でございますが、先日の1番議員の一般質問でも御答弁をさせていただきましましたとおり、大規模改修等に向けて、今年度は耐力度調査を実施をしております。現在、業者選定が終了したというような状況でございます。よろしく申し上げます。

説（学校経営）　　続きまして④、高浜中学校外壁等改修工事について、御説明させていただきます。高浜中学校の校舎は、外壁のはく離や雨漏りなど劣化が著しく、生徒の授業等に悪影響を与えているため、平成29年度の南棟に引き続き、今年度は北棟の外壁及び屋上を補修し、防水・塗装改修を施す工事を実施いたします。現在、入札手続きを進めており、6月27日に落札業者が決定し、7月2日に契約、工期は7月3日から来年の1月末日を予定しております。

なお、当該工事は予定価格が9,000万円以上の工事となりますので、契約締結後、改めて全員協議会で御報告をさせていただきます。

続きまして⑤、小中学校耐力度調査について説明させていただきます。高浜市公共施設総合管理計画におきましては、高浜小学校を除く各小中学校は大規模改修・長寿命化の方針が示されております。

しかし、建築物は躯体の健全性が確保されて、初めて長期に使用することが可能になります。そこで、大規模改修や長寿命化計画の策定を行う前に耐力度調査や詳細な現地調査を行い、構造躯体の健全性の把握を

行っています。その結果に基づき、大規模改修か改築かの判断を行い、個別施設ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画の策定につなげてまいります。

今年度実施する基礎調査でございますが、まず、上段の耐力度調査では、コンクリートの圧縮強度や中性化調査及び鉄筋の腐食状況などを調査いたします。中段の長寿命化改修基本調査では、建築部材や外壁・配管等の劣化度の調査、バリアフリーの調査などを行います。下段の不具合箇所の改善案の提案では、雨漏り等により教育環境への深刻な影響が認められるところや、事故発生の危険性が高い箇所の調査などを行います。

なお、学校施設につきましては、平成 32 年度までに個別施設ごとの長寿命化計画の策定が求められておりますので、備考に記載のとおり、計画的に基礎調査及び長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。以上、よろしく申し上げます。

説（文化スポーツ） それでは⑥、青少年ホーム跡地活用について御説明を申し上げます。今後、跡地活用事業者と供用開始に向けて各種協議・調整を進めてまいります。

水泳指導の関係では、夏頃からをめぐりに協議・調整を行い、今年度中に水泳指導等委託業務の仕様書を完成させてまいります。テニスコートに関しましては、どのように利用受付を行っていくのかなど、協議・調整を行ってまいります。

下半期には、モニタリングの実施方法の詳細について検討・協議を行ってまいりたいと考えております。なお、このあとの報告及び連絡事項の中におきまして、跡地活用事業者であります株式会社コパンから、施設の整備概要等について御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説（市民総合窓口センター） それでは、推進プランスケジュールの⑦、市営住宅の施設整備、こちらのほうをお願いしたいと思います。まず、本年 3 月 31 日をもって廃止のほうをいたしました市営葭池住宅、平屋建

て10戸でございますが、こちらにつきましては、本年10月中での解体を予定しております。

他の芳川、湯山、東海、稗田の4住宅につきましては、長寿命化計画・点検・修繕計画を柱といたしました、市営住宅長寿命化計画の策定を予定しておりますけれども、長寿命化、これは供用開始から70年が可能であるかを検討するための点検のほうを行いまして、長寿命化が見込める場合につきましては、今後必要となる修繕計画の策定を行ってまいります。

これまでの状況でございますが、5月10日、木曜日に、委託期間のほうを平成30年5月11日から平成31年3月15日までとする業務委託契約のほうを締結をいたしまして、現在、計画の準備・資料収集を行っております、今後は住宅のストック状況の把握でありますとか、点検のほうに入っていくという予定をしております。

なお、市営住宅長寿命化計画の事業手法の選定及び市営住宅修繕計画の基本方針の策定につきましては、市営住宅点検結果を受けて実施することといたしております。そして本年12月中には、市営住宅長寿命化計画概要版のほうを作成いたしまして、平成31年3月には、市営住宅長寿命化計画の策定を予定しております。説明は以上でございます。

説（総務部） ⑧、市役所本庁舎整備事業をお願いいたします。工事の進捗管理欄の二期工事につきましては、会議棟の整備並びに駐車場及び外構工事を6月25日まで行ってまいります。

会議棟につきましては、5月31日に高浜市役所会議棟についてという資料をお配りをしましたが、7月2日の供用開始を予定をいたしております。6月28日に会議棟の御案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

駐車場につきましては6月26日より、全面供用開始をいたします。概要につきましては6月4日ではありますが、6月15日号広報の掲載記事をお配りをさせていただきましたので、御参照いただければと思います。

市民・来庁者への案内は、6月15日号広報たかはま及び市公式ホーム

ページへの掲載、窓口へのチラシの備え付けのほか、各町内会長様へは町内会・行政連絡会の際に御説明するなど、駐車場についての周知を図っております。

次に、運用管理等欄の庁舎駐車場の周知につきましては、5月8日から5月31日まで全面使用できない期間がございました。来庁者の皆様には大変な御迷惑をおかけいたしました。皆様の御理解・御協力のもと、混乱なく終えることができました。

会議棟備品の設置等につきましては、机及び椅子の搬入・設置を6月27日、水曜日に行うなどしてまいります。

チャレンジスペースの運営協議につきましては、5月31日にお配りをしました資料のとおり、賑わいの創出、イメージとしては、地場産業の瓦や観光など市の魅力が情報発信できる場、市民との協働の場、地域密着型の売店等を事業者の自主事業として運営していくものであります。市が提案で求めた事業でありますので、運営につきましても、市のほうも協力をしながら随時、運営内容、企画等の協議を行っていくことといたしております。

最後に一点補足をさせていただきたいと思っております。県道岡崎半田線沿いの北階段のところの会議棟の北側と北側出入口付近に、今後、鬼瓦が設置をされます。鬼瓦のオブジェ取付台が設置をされますが、これは三州鬼瓦製造組合様より鬼瓦の御寄附の申し出があり、秋ごろになりますが組合様により設置が行われる予定箇所となっております。説明は以上でございます。

説（都市政策部）　続きまして⑨、インフラ施設検討について御説明を申し上げます。初めにこの事業でございますが、まず都市整備グループでは、道路舗装、橋りょう、公園の維持管理のための調査・点検・設計・工事でございます。次に上下水道グループでは、公共下水道整備等に伴う配水管布設替の設計と工事を実施するものでございます。

それでは、表に沿って、順に御説明を申し上げます。1段目の舗装修繕工事は、昨年度中に修繕設計業務にて設計を済ませた3路線で、市道

碧南高浜線、市道向山新川線、東山中部線の3路線で、アスファルトの掘削、再舗装を実施するものでございます。

次に2段目の舗装修繕調査では、舗装修繕設計は3路線に対しての調査設計業務委託で、路面性状調査は、平成25年に市内の1、2級の路線を対象として行った調査の定期見直しで、前回の点検延長31.92キロメートルのうち、18.7キロメートルについて舗装の状態を点検する調査であります。

次に3段目の橋りょう修繕工事は、橋りょう法定点検に基づき補修等の対策が必要と判断された平松橋の老朽化修繕工事を実施するものでございます。

次に4段目の橋りょう法定点検は、蛇抜橋を予定しておりますが、明治用水の改修工事との調整を図りながら進めてまいります。

次に5段目の公園整備工事でございますが、内容は照明灯改修工事で、中部公園は施工中、丸畑公園は契約を終え、準備工中でございます。竜田公園は、6月15日に完了となっております。

次に6段目の配水管布設替工事は、公共下水道整備に伴い配水管布設替工事を実施するもので、本郷町、神明町地内を予定しております。

次に7段目の配水管布設替工事实施設計は、次年度以降の公共下水道整備に伴う配水管布設替工事の設計業務を発注するものでございます。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、公共施設推進プランスケジュールについて、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時05分。

休憩 午前10時55分

再開 午前 11 時 05 分

(2) 勤労青少年ホーム跡地活用事業について

委員長 説明を求めます。

なお、ただいまから行います説明については、本事業に関する事業者による概要説明でありますことから、本日、質疑は行いませんので、あらかじめ御了承をお願いします。

説（文化スポーツ） それでは、ただいまから事業者による説明をさせていただきます。これまで跡地活用につきましては、逐次、特別委員会の中で御説明、御報告をさせていただきましたけれども、昨年の委員会におきまして、どのようなスポーツ拠点整備がされるのか、また示していただきたいというような御意見をいただきましたので、本日は整備概要等がまとまってきたことから御説明をさせていただきます。

本日、説明をさせていただきますのは、株式会社コパン、管理本部業務部の砂場晴久様にお越しいただいております。

では砂場様、よろしくお願いたします。

説（事業者） それでは、始めさせていただきます。私は、今回の事業の代表企業を努めます株式会社コパンの砂場と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、施設の概要を御説明させていただきます。スクリーンをごらんください。簡単に、弊社の御説明をさせていただきます。弊社は愛知県、岐阜県を中心に滋賀県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県に会員制スポーツクラブやスイミングスクールを中心とした直営店を 47 店舗展開しております。

また、岐阜県の土岐市や関市、中津川市や福井県越前市でもプールを含む健康増進施設の指定管理者として管理運営を行っております。企業業績も順調に推移しており、平成 20 年以降 9 年連続で増収増益を続けております。

これらの管理運営の実績と安定した経営基盤をもとに、今回建設予定のコパンスポーツクラブ高浜を運営してまいりたいと思います。

続きまして、事業実施方針について御説明します。貴市における本事業の目的として、1、市民がスポーツに親しむことができる新たな拠点をつくることでスポーツ振興を図り、市民の健康増進や市民交流の場を充実させること。2、高浜小学校等整備事業基本計画において高浜小学校の建てかえを機に、水泳指導は民間で行うこととしており、学校プール機能を有する民間施設を活用した新たな水泳指導の取り組みを進めていくこと。3、民間のノウハウを活用して、可能な限り財政負担を軽減すること。とありました。

これらの目的を達成することを前提に、企業理念である「健やかな生活、充実した時間を提供する」。社訓である、「有限なお金に頼らず無限の知恵を出そう」。5つのこだわりとして、「安心、安全、お客様本位、健康増進、地域密着」の基本方針に沿い、地域密着の健康増進施設として、地域の皆様のお役にたてる施設を目指します。

次に、施設配置計画について御説明します。なお、事業者選定委員会の審査講評において、工夫を求めたいと付されていた意見につきましては、市との協議を踏まえ、施設配置計画に、適宜、反映をさせていただいております。

施設は、2階建てのスポーツクラブ施設と4面のテニスコート、駐車場から成り立っております。スポーツクラブ施設は温水プール、トレーニングジム、スタジオ設備の整った設備となります。敷地内は、歩行者と車両導線を分離して歩行者の安全を確保しています。また、送迎バスと車両導線も敷地内で分離し、安全性を高めています。テニスコートは人工芝タイプのコートを4面新設し、ナイター設備も完備します。駐車場はスポーツクラブ、スイミングスクール、テニスコートの利用者人数を考え、133台分を用意します。

建物1階は、年中利用可能な温水プールとして25メートル6コースの大プールと、12メートル掛ける3コースの小プールを整備します。また、

子供専用ロッカーを用意するとともに、集合シャワーや広い採暖スペースを設け、学校水泳授業やスイミングスクール時の大人数の利用があっても、対応が可能です。

建物2階ですが、成人専用のロッカールーム、シャワールーム、トレーニングジム、スタジオを整備し、成人フィットネス会員専用の階いたします。学校水泳やスイミングスクールの利用時でも、大人の会員と導線が分離され、落ち着いた快適な空間でトレーニングすることが可能です。

建設スケジュールにつきましては平成30年7月より工事を開始し、平成31年4月にオープンの予定で準備を進めております。

事業展開についてですが、次のような事業を予定しております。まずはスイミングスクールです。幼児から中高生までを対象としたスイミングスクールを展開します。大型水上遊具なども取り入れながら、とにかく楽しいスイミングスクールをコンセプトに水泳指導を行い、子供たちの水泳スキルの習得や体力の向上につなげます。

2つ目は、会員制スポーツクラブです。トレーニングジム、スタジオ、プールなどで構成される施設を展開します。トレーニングジムは運動初心者や高齢者でも使いやすいマシンを50台程度配置し、いつでも気軽にトレーニングができる空間を提供します。スタジオでは、ヨガやエアロビクス、格闘技系プログラムやリラックス系プログラムなど豊富なプログラムを用意し、通い続けたいくなるような仕組みを作ります。プールでは自由に泳ぐことはもちろん、水中ウォーキングやアクアビクスといったプログラムを展開し、水の特性を生かした運動ができる環境を整えます。

その他の事業としましては、テニスコートのレンタル事業、フィットネス商品の販売、ダンス教室、イベント等を実施予定です。

休館日や営業時間については、次のように考えております。若者、子育て世代、お年寄りなど、幅広い世代に御利用いただけるように営業時間も設定しました。学校水泳事業につきましては、休館日や営業時間に

かかわらず実施、対応します。また、テニスコートに関しては、無休で営業予定です。

また、地域密着企業として地域貢献にも取り組みます。私どもの持つ大型エア―遊具や、お祭りなどの地域のイベントに提供することも可能なものもございます。既に他の自治体では提供実績があり、御好評を得ております。

建設に当たっては、三州瓦を床や壁材に使用することで地域産業への協力をするとともに、スタッフについては地元雇用を優先します。また、災害時にはシャワー設備の提供をはじめ、一時避難所としての施設開放も可能です。今後、貴市や各団体様と協議の上、内容を検討してまいります。

施設の運営について御説明します。今回、学校水泳指導を民間施設で実施するという事業目的があります。弊社は、30年以上にわたってスイミングスクールを運営してまいりました。安全で、高い水準での水泳指導を展開することが可能です。また、弊社は、6月からは豊明市にて学校水泳指導の指導実績がございます。インストラクターにつきましては「日本赤十字社 水上安全法救助員」の有資格者をはじめ、弊社の研修課程をクリアした、子供スイミング指導経験のある者を配置します。学校水泳指導は、1回当たり3名のインストラクターの配置を基本としますが、多人数学年や低学年、施設に不慣れな時期などは状況に応じて人員を増やして、安心していただけるよう体制をつくります。

水に対して不安のある学年やグループについては、水深60センチメートルの小プールや、水深を調節した大プールを使用して指導を実施します。また、ビート板やヘルパーといった浮き具を使用することで、子どもたちの不安を取り除き、安心できる環境でプールに入ることができま。弊社には水泳インストラクターが200名以上在籍しており、退職などの際にも十分に人的支援が可能です。

水泳指導中に起こった緊急時の対応についても、弊社の対応マニュアルに沿って対応します。その後、大きな事故、事件、災害被害などは担

当課と連携して、解決が必要な案件については、速やかに担当課に報告し、対応を協議します。軽微な案件につきましても、定期的に報告をまとめて、報告いたします。

指導については弊社のノウハウを生かしながら、関係各所と十分協議をした上で、水泳指導を行います。我々が展開しているスイミングスクールと同様に、各学年を泳力別のグループに分けて、効率的に指導します。グループ分けの例を示しましたが、学校指導要領も踏まえて、指導内容は十分に協議の上、実施します。また、先生方の事前施設見学や、指導中の役割分担の確認、指導に当たって配慮の必要な生徒・児童の情報など、学校との連携を密にし、安全で効率的な指導を実施します。

学校水泳指導につきましては、バス送迎も予定されております。バス送迎につきましては、何よりも生徒・児童の安全を優先します。バス運行については、高い専門性を有するグループ会社に委託します。事前の準備として、安心して任せられる運転手の決定、安全なバスの手配、バスコースの確認、渋滞動向など、道路事情の把握を行います。学校や教育委員会との連携をして、安全な乗降場所の決定、無理のないタイムスケジュール、乗車人数、乗車時のルールの共有など、事前に十分協議を行い、バス送迎計画書を提出いたします。

実施に当たっては、安全を第一に考えて運行します。問題が生じたときには、関係各所と協議を行いまして改善します。万が一の事故等が起きた場合は、生徒・児童の安全を優先に、対応マニュアルに沿って対応します。

続いて、テニスコートの運用について御説明します。旧施設でも南中学校の部活動であったり、市民体育大会などの大会でテニスコートが使用されていることや、使用頻度も高かったことから、当面はレンタルコート事業を中心に運用します。その後、利用頻度が少ない時間帯や曜日に、スクール等の事業を検討したいと考えております。

また、コートの予約や利用の流れ、ルールについて、他の自治体で指定管理者としてテニスコートの管理運営を行った経験をもとに、詳細を

決定していきます。テニスコートの維持管理については、これまでの経験をもとに、支柱やネットの更新、砂の補充などを行います。

また、公共性の高いテニス協会様と、大会やテニススクールなどで連携できればと考えております。

簡単ではありますが、以上で施設概要の説明を終わります。どうもありがとうございました。

委員長 以上で、報告及び連絡事項を終わります。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

4 その他

委員長 初めに、当局より発言を求められていますので、発言を許可します。

説(総務部) 公共施設のブロック塀のことにつきましてではありますが、大阪府の北部地震で、学校プールのブロック塀が倒壊する事故がございました。このことを受けまして、学校施設を含む公共施設のブロック塀について、目視による緊急点検を行うこととし、現在、調査中であります。

点検の内容は、目視で確認できる外観上の異常でありますとか、建築基準法の施行令で定められた高さ、壁の厚さ、控壁の3点であります。この結果につきましては、6月28日開催予定の全員協議会の案件として追加をさせていただいて御報告させていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 では次に、私から1点お願いいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会の日程については、決まりしだい連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん方で何かあればお願いします。

意（１）　ここで言っているのかわかりませんが、ただいまの総務部長からの公共施設のブロック塀のことについて、点検するということでしたが、それに伴って学校の通学路というのの点検というか、そういったことはされているのか。普段からまち協さんなり、子ども会とかでも普段、毎年やっていたりすると思いますが。

委員長　その質疑は、全協でお願いしたいと思います。まだ調査中ですので。

ほかに。

意見なし

委員長　ないようですので、それでは。

市長挨拶

委員長　以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会　午前 11 時 20 分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長